

『東洋時論』誌に見る家族主義批判と女性問題論

志 村 明 子

『中京大学現代社会学部紀要』 第8巻 第2号 抜 刷

2015年2月 PP. 115~136

『東洋時論』誌に見る家族主義批判と女性問題論

志 村 明 子

1 はじめに

1910年（M43）5月発刊の月刊評論誌『東洋時論』は、リベラリズムを掲げた社会文明批評誌で大正デモクラシーの先駆的存在であった。約100年前に発行された『東洋時論』を取り上げてここで注目するのは、掲載論文中に女性問題に関連した論考が、女性専門誌を除外すれば当時の一般雑誌としては目立って多いことからである。

彼等が日本社会において実現させたいと願っていたのは、西欧流の個人主義を基盤とする経済社会である。そこでは「自立した個人」の確立が重要とされる。なぜ彼等がそのような社会を目指したのであろうか。明治以前の俸禄に基づく武家社会体制が崩壊してから以降、家は武士層出身の彼等にとって生活を保障してくれる場ではなくなってしまった。そのため個々人が経済的に自立する必要性が痛感された。注目したいのは、当時、一般的に「個人」といえば男性を示していたのに対し、『東洋時論』ではその個人の中に女性の存在が排除されていなかったことである。彼等の中で女性も個人として経済的に自立することが提唱されていく。またその視点からの彼等の女性教育論、女性職業論などが編み出されていくのである。このような観点は当時にあっては非常に新しい女性論であった。

だが、そもそも彼等に女性問題を取り上げて論察していこうという意図が初めからあったわけではないと考えられる。ただ、当時の日本で彼等が

提唱する個人主義、自由主義、民主主義を推進しようとする時、そこに立ちだかっていると彼等が見なしたのが日本の国家主義であり、また、家族制度や家族主義であった。明治民法成立を契機としてますます強化された明治後半期当時の家族主義は、彼等の主張する個人主義の対極に位置する存在として捉えられている。したがって、それらを批判して消滅させていかなければ自分たちの主義、主張を推し進められないというのが背景にあった。

彼等が日本の家族主義、家族制度を問題化していく中で、浮かび上がってくるのが女性問題である。女性たちこそが日本の家族制度、家族主義の問題性をまさに体現している存在であった。彼等の中で女性問題が明確に意識化されていった。その中で彼等は男性本位の良妻賢母主義を否定し、女性を家庭に縛り付ける家族制度からの女性たちの解放を主張した。また、すでに職業を持って自立しつつある女性たちの存在に注目し、その現実立脚して女性問題を捉えようとした。『東洋時論』3巻3号(1912.3)の社論に「職業婦人」という表現が登場しているが、これが日本における「職業婦人」という言葉の始まりとされる。これも彼等が女性の自立に連なる女性労働に強い関心を持っていたことの表われを示すものであろう。

『東洋時論』は女性問題専門誌ではないにもかかわらず当時の一般雑誌の中では大々的に女性問題を重要視し、先覚的に女性の経済的自立論を展開していることが注目できる。この小稿では、『東洋時論』で展開された家族主義批判、女性問題論を取り上げて考察することとする。なお、女性問題論としては、彼等の女性の経済的自立論と深く関わる女子教育論と女性職業論を中心に取り上げる。

2 『東洋時論』とは

『東洋時論』は1910年5月号から発刊され、主宰植松孝昭の死亡により1912年10月号で終刊となった社会文明批評月刊誌である。通巻3巻30

号になる。この『東洋時論』発行の母体となっていたのは、経済専門誌旬刊『東洋経済新報』を出していた東洋経済新報社である。『東洋経済新報』の創刊は、日清戦争後の1895年（M28）である。その初代主幹（社長兼編集長）の町田忠治は、視察先のロンドンで『エコノミスト』や『スタティスト』など経済誌がイギリスの経済界に大きな影響力を及ぼしているのを知った。彼は日本にも同様の雑誌が必要だと考え、31歳で経済雑誌創刊を決意した。町田は後に政治家に転身し、立憲民政党の最後の総裁となった人物である。

『東洋時論』の初代主宰となった植松孝昭が入社する頃の東洋経済新報社には、早大教授であり学長にもなった天野為之が第2代目の東洋経済新報社主幹として経営に関わっていた。彼は自由主義者と見なされている。天野は自由主義、個人主義、民主主義、自由貿易、国際協調平和主義などを主張していたが、これらの姿勢はやがて『東洋時論』発行の中心となる天野の教え子だった植松孝昭や三浦鉄太郎たちに大きな影響を及ぼした。当時の東洋経済新報社の歴代主幹を見てみると、町田忠治、天野為之、植松孝昭、三浦鉄太郎、石橋湛山などと続いているが、『東洋時論』発行に重要な関わりを持った植松、三浦、石橋が『東洋経済新報』の3代、4代、5代目の主幹を勤めていることがわかる。東洋経済新報社は、現在『週刊東洋経済』、『会社四季報』、『就職四季報』などを出版している。

『東洋経済新報』はイギリス流の自由主義の取入れを計った。健全なる経済社会は、「個の確立」なくしては実現できないとし、その実現のために必要となる知識や情報を提供しようとした。彼等は「自立した個が構成する社会」を目指そうとしたが、『東洋時論』ではこの「自立した個」の中に、男性のみでなく女性も含む見解が展開されるのである。

『東洋時論』の初代主宰となった植松孝昭は、彦根藩の武家出身で、1876年（M9）に出生し、1912年（M45）、肺結核のため36歳で死亡している。彼は1896年（M29）、20歳で東京専門学校（現早稲田大学）英語政治科を優等で卒業した。そこで自由主義者天野為之に出会い、その薫陶を受け

た。在学中にアダムスの公債論を訳したり、コーン財政学の翻訳を担当したりした。1898年(M31)、22歳での東洋経済新報社に入社後、1901(M34)年に25歳で咯血し、葉山で半年静養した。その後、東洋経済新報誌上で財政経済関係を担当した。1904年(M37)には日露戦争で召集されたが、1906年(M39)、再び東洋経済新報社に復帰した。1907年(M40)、植松は天野に次いで東洋経済新報社の第3代目の主幹となった。日露戦争後、植松が主幹となった頃から政府の財政を無視した軍拡を批判し、民本主義や普通選挙支持を打ち出して行く。

1910年、植松孝昭は新しく創刊されることとなった『東洋時論』の主幹となる。彼は早大恩師の天野為之に見込まれて『東洋時論』の主幹として雑誌発行の責任者となったのである。『東洋時論』発行のねらいは、『東洋経済新報』が専門とする経済方面以外にも、思想面、社会生活面、文芸面なども取扱う総合的な社会文明批評を扱うことにあったと考えられる。創刊の辞において、『東洋時論』の使命を「新時代の建設に貢献すべき、内外百般の健全なる新思想を紹介し、社会の革新を目標として、光輝ある将来の運命を担当すべき第二の国民を呼び起こすに在り」と掲げた。第二の国民とは、時代の行き詰まりを打開するため明治維新に代わる「第二の維新」を彼等は求めたが、その成立によって生まれる新しい国民像を示す、と考えられる。なお、創刊号巻頭論文は早大創立者大隈重信の「現代社会の低気圧」である。

1912年6月6日の編集会議中、植松は肺結核の再発で咯血し、再び葉山で静養することとなった。8月23日、病状が悪化し、9月4日、東京の病院に入院したが、9月14日、36歳で永眠した。植松は在職中はほとんど無休状態で編集、編著、経営に従事した。著書には、『自由貿易乎保護貿易乎』、『明治史伝』、『維新革命史論』などがある。また、彼の編纂監修の下、『明治金融史』、『明治財産史綱』、『37.8年戦役及戦後の経済』などが出された。なお、彼が病で倒れた時、『東洋時論』で「維新革命史論」を掲載中であった。植松が死去したことで、『東洋時論』は終刊となった。

それだけ植松の存在は大きかった。ということはこの雑誌は植松あつての存在だったということになる。

『東洋時論』の初代副主宰を勤めた三浦鉄太郎（1874~1972）は、主に経済問題、労働問題方面を担当した。三浦もまた植松同様東京専門学校に学び、天野為之の薫陶を受けた。1899年、植松より1年遅れて師の天野が主幹となっていた東洋経済新報社に入社し、論説を執筆するようになった。その後、『東洋時論』が発行されることになるとその創刊時から副主宰として参加した。彼は帝国主義を批判し、小日本主義を提唱した。石橋湛山の小日本主義は三浦の考えを継承、発展させたものといえる。彼らは帝国主義的な海外進出論の大日本主義に対抗し、小日本主義を唱えたが、このことは当時の中国への進出論をいかに捉えるかに関わっていく。1912年、植松の死亡後、三浦は『東洋時論』の発行を停止してそれを『東洋経済新報』に併合し、東洋経済新報社の主幹に就任することとなった。

『東洋時論』発行2年目の1911年、石橋湛山（1884~1973）が三浦鉄太郎に見込まれて編集委員に加わった。彼は主に文芸評論を担当したが、女性問題にも深い関心をよせていた。同時期に平塚らいてう等によって結成された青鞥社に注目し、「新しい女」を名乗る彼女たちに批判的な当時の世評を排して彼女たちを擁護し終始好意的な視線を向けた。また、羽仁もと子の自由学園を支持したり、市川房枝や奥むめお等の活動を援助したりした。

他に『東洋時論』の執筆者として早大出身者、リベラリスト、社会主義者（片山潜、安部磯雄、木下尚江）などが加わった。

だが、当時の他の一般雑誌に比較して女性問題を多く取り上げながらも、『東洋時論』には女性執筆者がほとんど見当たらない。それはこの雑誌が早稲田出身者のリベラリストたちを中心に発行されたことと大きく関わっている。当時の早稲田は女性の入学を認めておらず、したがって、早稲田出身の女性リベラリストが存在していなかったことに所以している。唯一文芸欄で執筆した与謝野晶子以外に日本女性の執筆者が見当たらない。

ない。与謝野は選歌以外に「時論 男女対等の生活」(2巻8号)を載せている。しかし、誌内で掲載された女性問題に関連した外国文献には女性執筆者によるもののがかなり多い。

ついで『東洋時論』発行当時の女性問題をめぐる言論的背景を見てみる。

『東洋時論』発行以前、治安警察法が公布された1900年(M33)には、福島四郎が『婦女新聞』を創刊したが、すでにその執筆者の多くが当時の著名女性であったのに対し、その10年後に発行されたにも関わらず『東洋時論』には日本女性の執筆者がほとんどみられない点で、両者は異なる。1903年には堺利彦が『家庭雑誌』を創刊し、すでに女性の権利、経済的独立、恋愛の自由論を展開した。ここでの女性論は『東洋時論』の女性論を先取りしていたといえよう。1904年にはベーベルの『婦人論』の抄訳が『婦人問題の解決』(幸徳秋水、堺利彦訳)と題して出ている。1907年、福田英子によって世界の女性の動きを捉えようとする『世界婦人』(1909・8廃刊)が出された。

『東洋時論』が創刊された1910年には大逆事件検挙が生じたが、この事件は彼等にも深い影響を及ぼしている。また、この年には、河田嗣郎著『婦人問題』が出た。良妻賢母教育は女子を一定の型に押し込め、男子に便利で有用になるようにつくるものと批判し、男女共学を奨励した。また、女子に経済的独立を保障する道を与えるべきと主張した。当時としては進歩的なこれらの主張に対して、家族制度を破壊する恐れがあるとして文部省から絶版を求められた。このような社会的背景の中であって『東洋時論』でも河田と同様の見解が展開されていく。

『東洋時論』創刊の翌年の1911年に『青鞥』が発刊されている。彼女たちに批判的で好奇的なまなざしを向けた世評に対して、『東洋時論』では好意的な見方を示している。石橋湛山は第3巻8号において「青鞥の人々について、いづれ段々日本にも真面目に世の中を観る婦人も出て来るだろうし、また青鞥の人たちにしても、あんなことをしてをる内には、本当の処へぶつかって来ることと思ふが故に、さう一概に心配したり、非難した

りすることは早計である。」（「評論 7月の雑誌の婦人論」）と述べている。『東洋時論』が終刊となる1912年、新真婦人会が西川文子、宮崎光子などによって結成され、『新真婦人』が発行された。『東洋時論』より遅れて1916年には『婦人公論』が創刊されている。

以上、『東洋時論』についてみてきた。

3 家族主義、家族制度批判と個人主義論の展開

当時の日本で、『東洋時論』が基本的信条とする個人主義、自由主義を推進させようとする時、そこに立ちはだかると彼等がみなしたのは日本の家族制度であり、家族主義であった。それらを批判していかねば日本社会は前に進めないというのが、この雑誌の基本的姿勢だった。彼等の個人主義の主張が家族主義への批判へと向かわせたのである。このような彼等の経済社会論の模範となっていたのがイギリスである。この社会観はまた彼等の女性問題論と深い関わりにある。そこで彼等の個人主義論の観点からの家族主義、家族制度批判論を考察することとする。

ここではまず、彼らの基本的信念、信条、姿勢を探るために『東洋時論』の社論をみることにする。社論は、無記名だが、主宰等編集委員が論述しているので彼らの意向が直接的に伝えられていると見なせるからである。

まず、「社論 我国粹は個人主義に存す」（1巻3号）を見ると、そこでは個人主義をとるべきか、家族主義をとるべきかとすれば、当然の帰着は個人主義にあると彼等の基本的姿勢を示している。その根拠は、封建社会では生活の単位は家であったが、今日では個人であることにあるとする。昔は職業を家に与え、その家が如何なる個人によって成立つか問わなかったが、今日は職業を個人に与え、その個人が如何なる家の人かは問わない。このように昔は家を本位としたが、今日は個人が唯一の本位で、唯一の単位であるという。したがって、政治も経済も法律も制度もみな個人を本位として組み立てられるべきだという主張が示されている。また、倫理の基

本も個人を本位とするのは当然であって、夫の家を本位として個人を従属的地位に置くような旧来の家族主義道徳には道理がないとするのである。

しかし、彼等の考えとは異なって、日本は家族主義の国であり個人主義の国ではないとか、家族主義を捨てて個人主義を取るのは日本の国体を無視し西洋の風俗を輸入するものであるという主張に対しては、この社論は家族主義は経済の上で個人性の発展を妨害したように進歩の妨害をするが、他方個人主義は家族主義の圧迫に抵抗して改革進歩の動機を成すと反論する。以上のような観点から家族主義ではなく、個人主義を進めるべきだという立場を明らかにした。

また、「社論 父兄の権威衰ふ」(2巻2号)では、「家を基礎とする旧家族主義」に対抗して「個人を基礎とする家庭建設」という新運動が勃興していることを指摘する。旧来式のあり方の「家」に変わる言葉として、新しく「家庭」という用語が用いられるようになって新しい家族のあり方が模索されるようになってきたことが背景にある。「家庭間における新旧思想の衝突(つまり家本位と個人本位の闘争)が今日の社会において顕著な現象となっている。封建社会では、一切の生活の基礎および保障は家にあつて、個人になかった。(禄は武士の家にあつて、個人にない。家業は家にあつて、個人にない。)したがって家を代表する家長の家族に対する権威は絶大であつた。しかし、現在、家の意義は滅失した。財産は個人に帰し、職業は個人の自由に開放された。」このように生活の基礎が家から個人に移っている現実を指摘し、過去の家本位時代から現在は個人本位の時代に移行していることを明示した。

さらに「社論 家族制度の倫理的価値如何」(2巻4号)では、個人主義の立場から家長権否定論を展開し、次のように述べる。「今日国家組織の単位は個人であつて家ではない(納税義務、兵役義務)。いわゆる家長権の如きは事実上成立たない。何等拠るべき基礎なくして、父兄が個人自重の動機を屈服して絶対家長権を振るうのは、不当である。」とすでに個人単位に立脚した社会が確立していることを示し、家族主義、家族制度の

あり様を批判した。

「社論 家庭の改革」（2巻12号）では、旧来式の家に替わるものとしての家庭実現のための提案を出している。提示された3つの家庭改革の第1点は、家風の桎梏を撤去することをあげる。腕次第、能力次第の自由平等の現在、父子相伝の職業がないのだから父子相伝の家風もあるべからずのはずである、とする。第2点は、夫婦を家庭の出発点とすること、つまり夫婦単位の家にするることである。第3点は、親子の別居制を励行することである。婚姻と共に親子別居制をとることを勧めている。これら3つの家庭改革案の中に示されているのは、これまでの家族主義的な直系家族のあり方ではなく、彼等が求める夫婦単位の近代的家族論の提唱である。

最終号の「社論 維新後婦人に対する観念の変遷」（3巻10号）では「産業上、政治上は西洋の個人主義的、自由競争的組織を採った。然るに他方、私生活上には、未だ家族主義的の社会制度が全く倒潰せずして残存しておった。・・・家族主義の立場に立ちながら而も新しき時勢にも当てはまる実用的婦人を作ろうというのが、今の良妻賢母主義である。しかしこの良妻賢母主義というものは実は頗る不徹底なる实用主義である。これは過度期の産物であって、決して今日に於いてもなお採用せらるべき有効なる主義ではない。」しかも「良妻賢母として存立するには、家禄、家業があって家長たる男子の生活保証が得られればこそである。しかし、最早そのような生活保証はない。」したがって、速やかに良妻賢母主義教育をやめ、女性たちが早く社会上経済上の地位を自覚してそのための対処を図るべきだと女性の自立を促す。もはや個人を単位とする社会に至った以上、家族主義的な制度をやめるべきだとするのである。

以上、『東洋時論』の主義主張が最もよく反映されているといえる社論の中の家族主義批判論とともに個人主義論をみてきた。以下には『東洋時論』掲載の他論文の主張をみることにする。

『東洋時論』主宰の植松孝昭の「経済上より見た我家族制度論」（2巻8号）では、家族制度と今日の経済組織とは多くの点で相容れないところが

あることを指摘し、個人を基礎とする社会になっていることを強調している。その第1点は、家族的共産主義が今日の経済上の要求と相容れないこととする。経済組織の原則は、各人は相当する程度において力一杯に働き、その働きに応じて報酬を得る個人本位となっているからである。第2点は、家族の単位は経済の単位と一致しないということである。今日の経済社会では家族は必ずしも生産の単位ではなく、個人が生産の単位になっていることである。第3点は、家族の情実は業務においてはひとつの弊害になるという。最後に、家風の束縛の害をあげている。身分職業の選択は、人々の社会上の境遇に応じ、その人の自由に属するべきものであるからである。以上、4点をあげて家族主義が現実の社会体制にそぐわないものとなっていることを示している。

しかし、植松は家族という存在を全面的に否定しているわけではない。その意義も認めている。第1点は、家族がその家族員に対して万一の場合における救済単位としての責任を保存するからである。第2点は、家族制度の連結は家族団らんの和楽をその生命とすること。第3点に、家族がその力の許す程度において、その家族員の教育上の補助単位となる点をあげている。植松は、家族主義、家族制度には大きな問題点もあるが、家族にはその意義もあるのでそれを活かすとする。

また、『東洋時論』副主宰であった三浦鉄太郎こと鉄牛は「井上博士の家族制度論に就いて」(2巻10号)で、井上哲次郎の『東亜の光』(1911・9)での家族制度が亡びると我国特有の忠孝道德が亡びてしまうという考えに対して、「家族制度は維持していかねばならない程の絶対価値のあるものであろうか。家族制度が過去に於いて必要であり、善制度であったとしても、今日これが不適當になった場合には、・・・之をすてて不可なる理由はないはず。家族制度が亡びると、我が国特有の忠孝道德が亡びてしまうと憂えられるが・・・」と井上哲次郎の家族制度の絶対的価値論に疑問を呈した。

以上、『東洋時論』で示された日本の家族制度批判、家族主義批判とそ

れらに連なる個人主義論を見てきた。彼等が実現させたいと念願していたのは、自立した個人を構成要素とする社会であった。また、経済的に自立した個人から成立する社会であった。そのためには家族主義、家族制度のしほりから解放された個人の確立が前提となるが、自立した個人の確立の前に立ちほだかるとされるのが、家族主義であった。したがって彼等の理想とする社会成立のためにはどうしても家族主義を乗り越える必要があった。それが彼等の主張の基本線であった。

4 女子への職業教育論

『東洋時論』には女子教育論が多く掲載されているが、それは彼等においては女性問題の中でも特に女子教育が重要視されていたことを物語るものである。それには当時、女子の中等教育在學生や高等教育在學生が増加していたことも背景にあらう。すでに女子の職業教育も登場していた。1886年、女性教員養成の高等師範学校女子部（1890年には女子高等師範学校）ができた。1891年には高等女学校が登場した。1900年代は私立の女子高等教育の草創期となった。1900年（M33）、津田梅子が女子英語塾を設立し、他に東京女医学校、女子美術学校、共立女子職業学校など職業系の学校ができた。その翌年には成瀬仁蔵が日本女子大学校を設立している。

ここでは特に彼等の個人主義や経済的自立論の観点に立脚した女性教育論を中心に考察することとする。『東洋時論』は、個人主義、自由主義の立場を掲げているところからそれが彼等の女子教育論にも反映されている。その女子教育論の特徴が4点あげられよう。第1の特徴は、家制度に基づく家族主義的な良妻賢母主義教育批判となっていることである。「女子の本分は家庭にある」という考えの下、料理裁縫など技術重視の、人格陶冶を目指さない実用主義教育が批判された。家族主義の下、女性が家を守ることと合わせて、国家の担い手を育てることの重要性を女子教育の理念に据える日清戦争後の国家志向的な女子教育論への批判的なまなざしが

展開された。第2点は、女子の経済的自立力を高め、職業生活に結びつく職業教育の推奨である。この点についてこの節で主に考察する。第3点は、教養を重視する女子教育の主張である。女子教育の内容、レベルが男子用に比べて軽視されていることへの批判であった。

最後は、男女共学論である。欧米での男女混合教育が紹介されている。当時の日本の教育事情をみると、1879年の教育令で男女別学の大原則が打ち出され、男子専用とされるにいたった中学校から女子は排除されていく経過をたどることとなる。男女別学が原則化された1879年にはまだ中学校に在籍する女子は2747人であったが、翌年には389人と激減し、1884年に至るとついに女子の在籍者がなくなっている。このように急速に男女別学が進んでいった。1886年には男子を対象とする中学校令・帝国大学令が出され、高等教育は男子専用のもとなる。1891年の中学校令改正で「高等女学校」という名の下に、先に中学校から排除された女子の中等教育が築かれることとなる。1899年の高等女学校令の趣旨は「中人以上ノ家二嫁シ賢母良妻タラシムル」ような女性たちを造りだすことであった。一家の主婦となって良妻賢母たることが女子の天職としてそのために必要な教育を女性に施そうとする。性差を強調する男女別学の中で男子教育とは異なる教育目標が女子教育として実施されていくこととなる。

以上あげたこれら4点のなかでも、彼等の女子教育論として女性の個人としての自立に深く関わる職業教育論が最重要視されていたといえる。

まず創刊号の「時論 女子教育の将来 女子教育の目的」は、ブローダ教授の「女子教育の将来」(ドクメンテ デス フォルトシユリッテス 1909・10)と鎌田栄吉二人の『家庭』誌上の女子教育論の要約紹介である。特に前書では、約20年前からの手工労働者家族や農業家族の解体に伴い、女性が女子労働者、商業使用人として、もしくは自己独立の職業にて生活の途を求めようになり、従来男子のみに必要とされた職業教育が今では全ての女子にも必要物となったと告げる。そのため女子の職業学校や商業学校が設立され、また、一層高尚な職業に就こうとする中流以上の子女は

中等、高等学校に行くことが紹介されている。また欧米においては男女混合教育が実施されているが、女子教育一般の発展傾向は青年男女に共通の教育を施し、学問的かつ職業的に教育し、独立の所得者として家計を負担できるような教育にあるとする。この論文では欧米での女性への職業教育や男女共学が紹介されているが、これらに対する彼等の肯定的態度が読み取れるとともに、日本への取入れを目指していることがわかる。

「社会統計 女学生の増加」（2巻4号）では、女子教育の発達は著しい趨勢で、在学学生数が10年間で6倍半に増加していると示す。約28,000人から160,000人に増加し、男子学生の半数に近い数字となった。しかもその7割が職業教育ということであるとして、その背景に女性が職業に就きつつある現実を確認している。実際社会においても職業教育が当時の女子教育として重視されている現実を統計的に明らかにしたものである。

ついで「社論 女子の職業教育の熾盛」（2巻5号）では、女子教育が職業教育に熾盛を極めつつあるのは何を意味するのかとして、それは女性が職業教育に赴くのは自活の要求に迫られたからであるとする。生活難、経済上の圧迫から女性は自活の要求に迫られていたが、その背景に結婚難があるという。当時、30~40歳の未婚者は、男子100人中28人、女子25人と、晩婚化、未婚化の著しい現代からから見ても当時もすでに未婚者がかなり多い数値がみられる。未婚女性の多くが親の厄介になるか、自分で働いて衣食するしかない。他方で近代産業の発展に伴って女性の職業領域が拡張していたので、結婚によって生活を支え得るという保証のない限り女性も男性同様自力に依頼して生活を支え得る方法を備えることが必要となる。そのような背景の下、女子が進んで職業教育に赴くと捉えるのである。当時の女性も自分の力で生活する手段として職業教育を選択するようになったことが描き出されている。

以上見てきたことから明らかなように『東洋時論』の女子教育論の重要な観点は、女性の経済力育成に結びつく職業教育の推進にあった。女性の経済的自立を主張する彼等は、その基盤となる女性への職業教育論を展

開したのである

他に『東洋時論』に掲載された女子教育論には、教養主義的教育論が多い。それは女性が個人として確立するための基盤となる教育である。またそれらは、良妻賢母主義教育論に対抗する教育論となり、良妻賢母主義教育に批判的な『東洋時論』の立場に基づくものである。

まず、日本女子大設立者の成瀬仁蔵「女子教育の真目的」(1巻2号)は、「私は先ず日本の婦人を教育し婦人の人格を進め、思想の自由、選択の自由を与え、個人としての性格を発達させることが根本的に必要だと思う。」と、成瀬仁蔵は性差論に基づく良妻賢母主義教育的な実用主義教育を批判し、それよりも自分から考えることができ、自分の意思で活動できるようにする女子の「人としての」人間教育の重要性を唱えている。

速水幌「男女教育の平等を主張す」(2巻1号)では、女子に高等教育は無用、実用的な技術を習得させる方がいいという良妻賢母主義教育論からの女子高等教育否定論への反批判論が展開されている。「教育の要は、完全な人格を陶冶するにある。女子の高等教育を否定するは、女子に完全なる人格を要せずということに帰着する。」と述べる。

さらに向軍治「女子教育に関して家族主義者に誨ゆ」(3巻3号)では、家族主義の女子教育論として唱えられる良妻賢母教育を批判し、男子教育と同様に女子教育も個人主義に拠るべしとして、独立して自己の生計を営みうることを重視する女子教育論が示されている。女子教育において最も力を入れるべきは、技術教育よりもむしろ思想主義の教育だという。女子教育においては、第一に外国語を盛んにし、科学教育、音楽教育、法制経済教育が重要だとする。家族主義的良妻賢母教育ではなく、個人主義を基盤とする女子教育の主張である。

明治期以降の女子教育の流れをみると、大別して明治初期には欧米式の女子教育を取り入れた男女対等的な教養重視教育が広まった。ミッション系女学校は、都市部の開明的知識人や上層の女性たちに比較的高度なレベルの学問を英語で教育したりした。フェリス和英女学校、同志社女学校、

立教女学校、梅花女学校などである。

しかし、明治後期になると、女性は男性とは異なる存在であることを強調する女性の特有性重視の女子教育へと移行して行き、教養科目の時間数の減少と低いレベルの教育内容設定に至る。いわゆる良妻賢母主義に基づく良妻賢母教育である。他方、中流階層以上の家庭の女子を対象にした教養主義を加味する良妻賢母育成教育も出現する。それらは家父長制的な家族主義を基盤とする家事や裁縫など家庭的技術を中心に教育するいわゆる良妻賢母主義教育には否定的で、教養教育や人格教育なども併せて加味する女子教育であった。しかしながらいずれにしても教養主義教育から良妻賢母主義教育への移行・確立に連なっていく。

『東洋時論』では女性の職業教育論が重視されたが、前述したように職業教育としては、1886年、高等師範学校女子部（1890年には女子高等師範学校）で女子教員養成が始った。他に、医師、薬剤師など資格と結びつく職業教育が出現した。1900年代になると私立の女子高等教育の草創期として、女子英学塾（津田塾）、東京女医学校、女子美術学校、共立女子職業学校など職業教育系の学校ができた。また、日本女子大学校、東京女子大学など教養教育系の学校も出てくる。

このような女子教育の状況の中で、重要視されるのは『東洋時論』が女性の自立に連なる職業教育を擁護し推奨しようとしたことである。女性が経済的に自立して生活できるようになる手段を取得するための女子教育である。

5 女性の経済的自立論の登場

『東洋時論』の女子教育論においては、家族主義的な良妻賢母主義教育を批判し、女性の経済的独立を導き出す職業教育を重視していたことを述べてきた。女性職業論においても、女性の経済的自立論に立脚して論述されている。まず、彼等の基本姿勢が明確に見ることのできる社論における

女性職業論を取り上げていく。

「社論 女子職業熱の勃興」(1巻2号)で、当時日本の著しい社会現象の一つとして女子職業熱の勃興をあげている。すでに下層女性たちを中心とする女工の他に中流下層の女性たちが、鉄道、郵便、銀行等の職員、他に学校教員、医師、看護婦、産婆、薬剤師、弁護士などになって職業に携わっているという。というようにすでに多方面の職業に従事する女性が多くなっていたことが示されている。それまで男子の付属物にすぎないとされた女子が各方面の職業に従事していることを示し、女性はもはや男子の陰に隠れている付属物ではない、社会の表面に現れて社会的に活動する存在である、とみなす。

社論は、女子職業熱の勃興はいいかえれば女性の自由運動だとみなす。これまでの男性の影に隠れた付属物の位置を離脱して男性と同様に社会の表で活動しようとするもので、女性が男性と平等の位地を回復しようとするものであると意義付けた。女性が職業に就くことによって自立的な存在となっていると認め、その重要性を説く。

他方で彼等の見解とは異なって、女子が職業に進出すると、賃金において男子と競争する、自己に必要な教育の完備を要求する、男子同様に法律の保護、特にその生理作用の異なりから特に女子に必要な保護を要求するに違いない、労働問題は男子の他に新たに女子が加入する、教育は一大変革に直面する、なかんずく家庭に及ぼす影響が痛烈で、社会の扱い方如何で破壊的な惨状に陥るとも限らないというような批判的な見方も強かった。上記のような女性労働弊害論に対しては、日本の女子職業熱の勃興は、女子教育の普及や経済上の圧迫によるものであり、また、欧米の女性解放運動と同じ性格のものなのでいかんともすべからざる趨勢である、と反論する。

また、女性職業の結果的影響として、家庭との衝突があげられる。それについては当時の家庭は男性本位で、女性のその奴隷、所有物のような存在とされてきたが、女性も職業に就くとそれまでの男性本位が破壊され、

夫婦両本位が可能になると、女性の就業によってもたらされる家庭への影響を否定的にではなく反って積極的に評価する見解を示す。

この社論において女性が職業に就くことは、必然の運動なので、女性の要求を承認し、女性の職業を尊敬し、男子のための女子教育を女子のための教育とし、男子同様に女子にも社会に活動できる能力向上に努め、女性の天分を発揮させて社会に貢献させる、女性が職業に就くことで家庭に障害が生ずるならば家庭と職業を調和させるべきであり、今日の家庭は最良のものとはいえず、必要に応じて改善すべきであると訴えている。このように女性の職業を持つことを重要視し、そのためには家庭の改革も当然とされるのである。

「社論 職業婦人」（3巻3号）では「職業婦人」という用語が用いられている。これが日本における「職業婦人」という言葉の始まりとされる。「独立の職業をもって自立して居る婦人」のことを「便宜の為に職業婦人の名を以て之を呼ぼう」としている。職業婦人の増加は近代社会における最も顕著で重要な事実の一つであると認定している。当時の日本女性の3分の1以上がすでに職業婦人だという。一部の者からその弊害が言われていたが、前掲の社論と同様に職業婦人増加は時代の趨勢だと女性が職業に就くことを当然視する。

女性が就業する社会的背景としてあげられているのは、まず、家庭内での手内職が工場化したことにより、家庭で働いていた女性が女工として働くことになったことである。第2に、電話交換手、タイプライター手など新しい女性に適当な職業が興起したことがある。第3は、賃金俸給が上昇しないのに物価騰貴による生活困難なため女性も働かねばならなくなったことがあげられる。第4に女性の結婚年齢が遅くなり、結婚するまで働く必要が出てきたことなどである。以上、4点にわたって女性が働くようになった理由を示している。

当時の日本では職業婦人の増加を必要としつつも、他方では職業婦人に不正な感情を抱いていたという相反する状況が存在していた。日本が近

代社会に向かおうとすれば、女性は働くことは必然なのになかなかそれが承認されなかった背景に家父長的な家族主義が潜んでいたと彼等はみなした。このような考えは今日に至っても払拭しきれていない。

また、「社論 職業婦人の品位」(3巻5号)においては、一部で職業婦人の気品が卑しいといわれたりするが、それは間違いだとする。反って品性を陶冶する上で最も有効なのが職業だという。まず、職業婦人は社会の実生活に接しているので、合理的に己を処することを知っているとともに合理的に社会に対することを知っていることである。つぎに、職業婦人は自ら働いて自ら支える高尚な誇りとそれに伴う神聖な犠牲を解し、己の分限に応じて合理的にその欲望を制御することができる。最後に、職業婦人は社会の実際に接近しているだけにあらゆる誘惑に対する抵抗力が強いことをあげている。以上のように女性が職業を持つことの利点を示し、女性が職業に就くことを積極的に評価することによって、職業婦人への否定的な見方を排除しようとした。

「社論 経済上に於ける婦人の位置」(3巻6号)では、近来日本で女性問題が次第にやかましくなってきたのは明らかに時勢の進歩を示すという。女性を職業婦人として発達せしめ、社会の一員として、さらに男女の結合生活において女性の力が最も顕現されるという。女性問題において大切なことは、女性の経済上の位置を理解し、職業婦人の能力を養成しその特徴を発揮させることだとする。

ついで、社論以外での女性職業論を見てみる。

安部磯雄「婦人の覚醒」(1巻1号)では、男性の女性論は、得手勝手に陥りやすいこと、男女という区別を基礎として論じるので男性に都合のよいような説を吐きたくなりやすいという。安部はアメリカ、イギリス、フランスなどの婦人労働者を紹介し、女性が職業に進出するのは、男性の職業を奪うという批判に対して、女性が多く職業に従事するのはそれだけ生産者が増加したのであるから何ら憂うことはないとする。「もし婦人にして家庭の係累がないならば、彼等が男子と同様に職業を求めるのは寧ろ

歓迎すべきことである。」という。

しかし、安部は女性の職業と家庭の職務の両立に関しては、女性が職業のために家庭の職務を怠ることを喜ばないと述べる。下層労働者が夫婦共に工場に通勤するため、子どもを十分に監督できないのは看過すべからざる問題だとする。中流以上の女性が職業に就くことに関しては女性が家庭の職務を怠りてまでも奨励するわけでないが、家庭に関係のない女性、例えば独身女性、子なし女性、子どもが成人した女性などが自活の途を講ずることには反対しないという考えを明らかにする。安部は子育てなど家事責任を果たせないような働き方を女性に認めない。性別役割を前提とする女性労働論であった。それに対して『東洋時論』の考えは、もし女性が職業をもつことと家族役割が相対立することがあれば、変革すべきなのは家族の方であるという見解であった。彼等が女性の家庭責任重視論に傾かなかったのは、彼等が家族主義批判と女性の経済的自立論の立場に立っていたからといえる。

また、安部は男性の抑圧に対しては女性の権利を伸長するには自活の途を講ずるのが一番手っ取り早い、女性は男性に依存している間は如何なる侮辱抑圧にも服従しなければならないが、自分の力で衣食することができれば奴隸的生活に甘んじる必要がない、とも述べている。女性に自活の実力がないと、否が応でも結婚せねばならぬことになる。女性解放は女性の経済的独立よりくるとする。というように安部は女性の経済的自立の重要性を認識しているのだが、それにもかかわらずそれよりも女性の家庭責任の方を優先させる。

安部は、20世紀前半における社会問題の最大なのは女性問題であるに違いないとみる。女性解放のためには経済的自立が必要であるとし、そのための教育、政治参加の必要も言う。それでもやはり女性の経済的自立よりも家庭責任を重んずるという性差論をぬけ切れていない限界が彼にある。以上のように安部の女性職業論はあくまでも女性が家庭役割を果たすことを前提にしたものであった。女性の経済的自立論を最優先するもので

はないことで、東洋時論社の見解とは少し隔たりが見られる。

石橋湛山「評論 7月の雑誌の婦人論」(3巻8号)の中で、「現在及び将来の婦人問題は、『婦人はどうして喰うべきか』という問題。近頃、妻という職業がぐらつきだした。妻という職業以外に何か喰う途を探さねばならなくなった。」と述べる。妻という地位が安定的でない以上、女性も自活できる職業を持つ必要性を説く。女性が家族に経済的に依存できない状況がある以上は、女性自身経済的に自立する必要をいっている。

以上、『東洋時論』における女性職業論を見てきた。『東洋時論』では、女性の経済的自立を主張し、女性労働は時代の趨勢であると見なした。また、女性労働が女性の地位向上に連なることに着目した。女性労働が家族主義や家庭と葛藤するならば、変わるべきなのは家族主義の方であり、家庭であり、女性労働は推進すべきものであった。

6 終わりに

『東洋時論』発行の基盤となっていた東洋経済新報社が目指したのは、日本でもイギリスのような自由主義で個人主義に基づく経済社会を産み出すことであった。『東洋時論』もそのような意図の下、発行されていた社会文明評論誌であった。

女性問題専門誌ではないにもかかわらず、『東洋時論』は女性問題を重要視した。彼等が目指した社会は、家や家族を本位とする社会ではなく、自由で自立した個人から構成される経済社会であったが、その個人とは男性のみならず女性をも含むものであったからである。男性も女性も家族制度や家族主義から解放され、共に自立すべき存在として捉えられた。特に女性が当時の家父長的な家族制度、家族主義に束縛された存在として、彼等の家族制度批判論、家族主義批判論において重要な論察対象とされた。当時、安部磯雄のような進歩的な論者にあっても、女性の職業と家庭責任とが相克する場合、職業よりも女性の家庭役割を優先させるという性別役

割論を脱却しきれていなかったのに対し、彼等は女性の経済的自立をもたらす職業を優先させ、そのための家庭変革をなすべきだと主張した。このような彼等の女性問題論は当時においては先覚的で革新的な見解であった。

参考文献

- 東洋経済新報社『東洋時論』（復刻版 全8巻） 龍溪書舎 1995
- アラン・マクファーレン、酒田利夫訳『イギリス個人主義の起源—家族・財産・社会変化』リプロポート 1990
- 安部磯雄『婦人の理想』（近代婦人問題名著選集 第3巻） 日本図書センター 1982
- 伊賀歌吉『婦人職業論』（近代婦人問題名著選集続編第1巻） 日本図書センター 1982
- 稲垣恭子『女学校と女学生』中央公論新社 2007
- 上田美和『石橋湛山論—言論と行動—』吉川弘文館 2012
- 長 幸男「『東洋時論』—大正デモクラシーの尖兵—」『東洋時論』第1巻 1~29頁 龍溪書舎 1995
- 片野真佐子「良妻賢母主義の源流」『女たちの近代』（近代女性史研究会編） 柏書房 1978
- 唐澤富太郎『学生の歴史—学生生活の社会史的考察—』創文社 1978
- 河田嗣郎『婦人問題』（近代婦人問題名著選集 第4巻） 日本図書センター 1982
- 櫛田真澄『男女平等教育阻害の要因 明治期女学校教育の考察』明石書店 2009
- 小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房 1991
- 堺 利彦他編『家庭雑誌』（復刻版 全6巻） 不二出版 1983
- 堺 利彦『婦人問題』（近代婦人問題名著選集 第2巻） 日本図書センター 1982
- 堺 利彦『堺利彦全集 第2巻 婦人・家庭論』法律文化社 1971
- 佐々木啓子『戦前期女子高等教育の量的拡大過程—政府・生徒・学校のダイナミクス—』東京大学出版会 2002
- 清水 孝『良妻賢母の誕生』筑摩書房 1995
- 角田 昭「人と思想 植松孝昭」『自由思想』第45号 24~39頁

成瀬仁蔵『今後の女子教育—成瀬仁蔵女子大学論選集—』中央公論事業出版
1961

西川文子・木村駒子・宮崎光子主宰『新真婦人』（復刻版 全6巻） 不二出版
1994

布川清司『近代日本 女性倫理思想の流れ』大月書店 2000

平塚らいてう他編『青鞥』（復刻版 全6巻） 不二出版 1986

福島四郎『婦人会35年』（復刻版） 不二出版 1984

福田英子『世界婦人』（復刻版） 龍溪書舎 1981

松尾尊兌『大正デモクラシーの群像』岩波書店 1990

村田鈴子『わが国女子高等教育成立過程の研究』風間書房 1980